

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 大山町スポーツ少年団の対応について

令和4年6月13日現在
大山町スポーツ少年団本部

本町スポーツ少年団活動に関し、新型コロナウイルス感染症拡大の防止について、ガイドラインで対応方針をお示ししております。

令和4年6月7日付で県地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課及び県教委体育保健課より示された「(令和4年6月7日 Ver. 1.4) 鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の内容を反映し、スポーツ少年団活動における対応方針を以下のとおり追加修正して示すことといたしました。

今後のスポーツ少年団活動にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に一層のご留意をいただきますようお願いいたします。

○感染症対策の再徹底について

- ・ 団員および指導者等の体調管理を徹底し、本人の体調に不安がある場合または家族に体調不良がいる場合は活動に参加しない。
- ・ 近距離での会話や大声での発声をしないこと。
- ・ 活動中は、マスクの着用は不要であるが、運動時以外で、周囲との身体的距離が確保できない場合、会話をする場合は、マスクを正しく着用する。ただし、他の団員とコンタクトを伴う活動においてはこの限りではない。なお、準備・片付け、休憩中は、マスクを正しく着用する。また、夏季の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなる恐れがあることについても考慮すること。熱中症等のリスクを考慮し、マスクを外す場合には、できるだけ周囲との間隔を2m保つ、近距離での会話を控えるようにすることが望ましい。
- ・ 使用する競技用具等については、不必要な使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する
- ・ 消毒の際には、アルコール（濃度70%以上）で消毒を行うこと。
- ・ 換気を徹底する。
- ・ 特に、多くの人が集まる、又は狭い空間での活動には十分な対策を講ずること。
- ・ 各競技団体の定めている新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン遵守に加え、特にバレーボールをはじめとした屋内競技や接触の多い競技については、飛沫や接触を避けた練習に絞るなど活動内容を工夫すること（これらの対策を万全に行えない場合は活動の中止も検討すること）。
- ・ 更衣室等利用時には、特に感染防止を徹底すること（利用人数、換気、飲食禁止、会話を控える、注意事項の掲示等）。

など、感染症対策の徹底を行うこと。

○スポーツ少年団活動について

① 基本的な感染予防

- ・ 指導者は、活動前に、自身の体調を確認し、発熱等の風邪の症状がある場合には指導を行わない。

- ・活動日は自宅で検温を行い、37.5 度以上の発熱や風邪等の症状がみられる団員については自宅で休養させること。
- ・活動中に体調が悪くなった団員は、指導者等へすぐに知らせること。
- ・密集・密接とならないよう、周囲との身体的距離を保つ。
- ・活動前後だけでなく、活動中(水分補給前、汗を拭く前(タオルを触る前)、休憩前後、練習内容が切り替わる前)も手洗いや手指消毒を徹底すること。手指消毒は、十分な量の消毒液を手のひらに出して、しっかりすり込むように行う。
- ・水分補給のための飲料については、個人で準備し、回し飲みなどを行わない。
- ・水分補給用の飲料をドリンクジャグダנקなどで準備し、他人と共有しての水分補給は行わない。
- ・タオルについては、個人で準備し、他人と共用しない。

② 活動中の対応について

- ・競技ごとの活動(練習及び大会)については、それぞれの中央競技団体からの活動方針やガイドラインに則って活動すること。
- ・練習については可能な限り、団員、指導者の身体接触を避けること。
- ・活動場所が屋内の場合は、定期的(30分に1回5分程度)に扉や窓を2方向以上開けて、施設全体の十分な換気を行う。また、空気が停滞しないように送風機などで空気の流れを作る。なお、送風機の首振りには空気を滞留させることになるので行わない。
- ・活動時間は、平日:2時間以内、週休日及び休日:3時間以内とし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加や合宿等で活動をした場合は、休養日を他の日に振り替えることとし、週の活動時間が合計11時間を超えないようにすること。

※これは、コロナ対策とは別に、もともと「鳥取県部活動の在り方に関する方針」で適切なスポーツ活動時間の基準として設定されている事項です。

- ・密集を避けるため活動時間などを工夫すること。
- ・近距離での会話や大声での発声をしない。
- ・円陣やハイタッチ、ハグ等を行わない。
- ・指導者は、ミーティングを行う際は、団員にマスクを正しく着用するよう指導し、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避する。
- ・外部からの指導者及び応援者等の訪問者に対しては、指導者等が責任をもって以下の感染防止対策を徹底する。

○県外の居住者が、活動への参加や団員に対して指導を行う場合は、PCR検査等(PCR検査又は抗原定性検査をいう。以下同じ。)の受検を勧め、受検結果を確認する。受検しない場合は、来県・帰県前1週間の検温を含む体調管理を実施していることを確認し記録する。

○過去1週間以内の流行地(緊急事態宣言等対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域と)の訪問歴がないこと及び過去1週間以内に流行地(緊急事態宣言等対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域)の訪問歴のある方との接触がないことを確認し、記録する。

○当日、体調不良や風邪の症状がないことを確認する。

○連絡先を把握する。

- 団員との活動内容及び活動時間を記録する。
- マスクを正しく着用するよう指導する。
- 活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は手指等の消毒をするよう指導する。
- 水分補給のための飲料や汗を拭くためのタオルは、個人で準備するよう指導する。
- ・活動場所には、感染防止に係る注意点について掲示を行う。
- ・コンタクトスポーツ(柔道、剣道、空手道、サッカー等)の対人活動については、1週間発熱などの風邪の症状等がない場合のみ可能とすること。ただし、医師の判断により活動が許可された場合は可とする。
- ・団員が活動中に発熱等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がでた場合は、かかりつけ医に相談させる。かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合は、受診相談センターに相談させる。受診相談センターについては下記の表を参照。

| 受付時間 | 区分 | 連絡先 | | |
|---|-----|--------------|--------------|--------------|
| 9時～17時15分 ※土日祝日含む ※年未年始 (12月29日～1月3日)を除く | 電話 | 0120-567-492 | | |
| | FAX | 0857-50-1033 | | |
| 上記以外の時間 | 地区 | 東部 | 中部 | 西部 |
| | 電話 | 0857-22-8111 | 0858-23-3135 | 0859-31-0029 |

③ 更衣室及び部室について

- ・指導者等は、団員が更衣室及び部室を利用する場合は、人と人との距離が1m以上確保できるように利用人数を制限し、換気を徹底するとともに、利用人数や注意点についての掲示を行う。
- ・指導者等は複数の団員が触れる場所について、利用終了後に消毒を行う。
消毒方法：アルコール消毒液（濃度70%以上）
※消毒は手が触れる場所のみでよい。
- ・指導者等は出入口に手指の消毒設備（アルコール消毒液、濃度70%以上のもの）を設置し、出入りの際及び共用物の使用前後は手指消毒を行うよう掲示を行う。
- ・更衣中を除き、利用中は、団員は定期的（30分に1回5分程度）に扉や窓を2方向以上開けて（換気扇があれば換気扇を常時稼働）、施設全体の十分な換気を行う。窓がない場合はドアを開けて送風機などで部屋の外に出す空気の流れを作る。なお、送風機の首振り空気は滞留させることになるので行わない。
- ・更衣室及び部室では飲食を行わない。
- ・部屋内に設置した共用タオル（手洗いや器具拭き用）は撤去し、団員各自がタオルを準備する。
- ・更衣室及び部室内では、大声での会話及びマスクを外しての会話はしない。
- ・鼻水、唾液が付いたゴミは都度袋に密閉して縛ってから捨てる。また、ごみは団員がこまめに回収し、回収する者はマスク及び手袋を着用して取扱い、必要に応じてゴミにアルコールを吹きかけてから行う。手袋を外した後は手洗い及び手指の消毒を徹底する。

- ・必要以上の長時間の利用は避ける。

④ 活動後の施設および用具の消毒について

※(学校体育館及び武道館、大山武道館、庄内体育館、赤松体育館を利用する場合)

- ・1日の少年団活動が終了したら、団員が手を触れる施設の箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）、使用した用具（消毒可能な物品のみ）は、必ず消毒液（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム等）を使用し、消毒を行う。ただし、材質やメンテナンス上、用具等の消毒が行えない場合は、団員自身が使用後に、手指等の消毒を行う。

※別紙「感染症予防のための消毒について」参照

また、この取り組みは学校の施設消毒に呼応して必要になるものである。

これが守られない場合は使用中止とする。

※(中山・名和・大山の農業者トレーニングセンター、名和陸上競技場を利用する場合)

- ・消毒は指定管理者が行うが、管理者の消毒と次の利用者との兼ね合いがあるため、準備期間も利用申請時間に含め、利用時間を厳守すること。

※大山町または西伯郡内（もしくは西部圏域）に「鳥取県版新型コロナ警報」の特別警報が発令された場合には、体育施設等の使用を中止とする場合があります。

また、大山町の保育園・保育所や放課後児童クラブにおいて感染者が発生した場合には、体育施設等が代替施設となります。代替施設となる場合は、その期間は使用中止となります。

⑤ 各単位団における活動の実施判断について

- ・教育委員会からの指示は、別紙参考資料の参考2「レベルに沿った活動制限等」に示された「活動制限（県教委基準）学校」に準じて行います。
- ・各単位団において、「鳥取県版新型コロナ警報」等を十分に注視しながら、活動を実施するか活動を控えるかを判断すること。
- ・各単位団において、指導者や代表者が感染予防対策に不安がある、または対策が十分にできないと思う場合は、活動を控えること。

※新型コロナウイルス感染症の拡大が顕著で危惧される状況になった場合は、教育委員会からスポーツ少年団活動を控えていただくよう、連絡いたします。それ以外は、各単位団で各スポーツの特性に応じた感染症対策を十分にとっていただき、十分な対応が難しい場合は、活動をお控えいただければと思います。

⑥ 学校休業中の対応について

- ・臨時休業となった学校の児童生徒及び臨時学年（学級）閉鎖となった学年・学級の児童生徒は、その期間については、感染拡大防止の観点から、スポーツ少年団の活動への参加を控えること。
- ・臨時休業した学校の体育施設（体育館・グラウンド・武道館等）は、その休業期間は使用中止とする。

⑦ 大会参加について

- ・県外で開催される大会への参加については、感染防止対策をより一層徹底して実施可能とする。ただし、緊急事態宣言対象地域、まん延防止等重点措置対象地域は控えること。大会への参加にあたって不安がある場合は、事前に無料の PCR 検査等（PCR 検査又は抗原定性検査をいう。以下同じ。）を活用する。また、団員及び保護者に対して事前に参加の意向を確認し、より特段の感染防止対策を徹底して参加する。なお、大会参加後 1 週間は、検温を含め体調管理をしっかり行うとともに、不安がある場合は、無料の PCR 検査等（PCR 検査又は抗原定性検査をいう。以下同じ。）を活用すること。

併せて、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) を活用する。

- ・団員の所属する学校の児童生徒や教職員等、同居する家族等の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合、当該団員及び団の大会参加の可否については、下記に示す基準等を参照し、大会主催者と協議の上、判断することとする。
- ・学校関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合団員の大会参加の基準は次のとおりとする。

○陽性者及び保健所から濃厚接触者と認定された団員は、保健所から指示された行動制限（自粛）期間中は大会に参加することができない。ただし、濃厚接触者については、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して、4、5 日目の抗原定性検査（または 5 日目の PCR 検査）で陰性が確認された場合は、当該日から大会に参加することができる。

○保健所からの指示により、接触者（濃厚接触者は除く。以下同じ。）として PCR 検査等の受検を指示された団員は、当該検査結果で陰性が判明するまでの期間は大会に参加することができない。

○PCR 検査等の対象外の団員は大会に参加することができる。

○その他、各競技団体が定める参加基準（ガイドライン等）がある場合は、当該基準も併せて遵守すること。

○同居する家族等が PCR 検査を受検する場合は、公式大会への参加に限り、「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」の基準によらず、参加を認めることとする。（ただし、当該団員に発熱等の風邪の症状がある場合や、濃厚接触者となった場合を除く）

○同居する家族等が陽性者となり、保健所から濃厚接触者として認定された場合の大会参加の基準は次のとおりとする。

*当該団員は、保健所から指示された行動制限（自粛）期間中は大会に参加することができない。ただし、最後に接触した日の翌日から起算して、4、5 日目の抗原定性検査（または 5 日目の PCR 検査）で陰性が確認された場合は、当該日から大会に参加することができる。

*大会へ参加している時に、保健所から濃厚接触者として認定された場合、当該団員は判明後直ちに大会への参加を取りやめ、保健所からの指示に従う。

*その他の団員については、大会へ参加することができる。

- ・「緊急事態宣言対象地域」及び「まん延防止等重点措置対象地域」で開催される公式大会以外への参加については、自粛することとする。
- ・大会の参加に当たっては、大会中ではもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

- ・大会参加に伴って宿泊を行う場合は、最大限の感染予防対策を講じるとともに、下記の宿泊についての項目を遵守する。
 - 指導者等は、宿泊を行うにあたっては、宿舎が定めた感染防止対策及び本ガイドラインを事前に団員等へ周知・徹底する。
 - 宿舎内においては、食事中及び入浴時以外はマスクを正しく着用し、大きな声を出さない。
 - 宿泊をする部屋は、個室が望ましいが、相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。なお、部屋の定員の50%以下の配宿が困難な場合は、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの正しい着用や換気をするなど、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避するなど特段の感染防止対策を徹底する。また二段ベッドは頭の向きを互い違いにする等、部屋内でも人と人との距離をとる。
 - 宿舎での食事は一人盛りでの提供が望ましいが、大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行う。また、ごはんやお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行い、トングや取り箸などの共有は行わない。
 - 食事は黙食し、会話の際は正しくマスクを着用する。
 - 昼食で弁当をまとめて準備する場合は、配布する役割を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。
 - 食事の盛り付けや弁当の配布を行う役割の者は、手洗い、手指消毒を十分に実施して行うこと。
 - 入浴について宿舎から指示がある場合は、宿舎からの指示に従うとともに、本ガイドラインに則って実施する。
 - 入浴は、部屋の風呂を使用する。部屋に風呂がなく、大浴場を利用する場合は、指導者等がグループ分けや入浴順番のタイムテーブルを作成するなどし、脱衣室、浴室内が密閉、密集、密接とならないようにする。1グループ終わるごとに、指導者等が脱衣所の共用部分（ロッカー、脱衣かご、体重計、ソファ、イス、ドライヤー等）の消毒を行う。消毒等が終わるまで、次のグループは部屋で待機とし、浴室前等が密集、密接とならないようにする。
 - 大浴場を利用する場合のタオルは、部屋にあるもの又は個人で準備したものを使用し、他人と共有しない。
 - 脱衣所及び浴室の利用は、距離をとって利用できる人数に指導者等が制限し、ローテーションを決めて分散して利用を行うこと。また、使用中は大声での会話をしない。
 - 脱衣室内において会話は控える。会話をする場合は、マスクを着用して行う。
 - 集合やミーティングは、距離を取って行える場所を確保し全員がマスクを正しく着用して行う。
- ・大会に参加する選手、監督、コーチ、運営スタッフ等は、競技団体のガイドライン等で示されている基準や方針等を遵守するとともに、大会の1週間前から検温結果及び体調について別紙の「体調管理表」に記録し体調管理に努める。当日、検温を行い、体調不良や発熱等の風邪の症状がある者の参加は認めないこととする。また、同居家族等（寮における同室者含む）に体調不良や発熱等の風邪の症状がある者の参加は認めないこととする。ただし、医師の判断により参加の許可を得た場合は可とする。

⑧ 対外試合について

- ・鳥取県内の団体との合同練習や練習試合については、感染予防対策を十分に講じた上で実施すること。
- ・県外への遠征(合同練習、合宿、練習試合)及び県内の受け入れ(合同練習、合宿、練習試合)については、感染防止対策をより一層徹底して実施可能とする。ただし、緊急事態宣言対象地域、まん延防止等重点措置対象地域は控えること。
- ・県外への遠征(大会参加、合同練習、合宿、練習試合)にあたり不安がある場合は、事前に無料のPCR検査等を活用する。また、帰県後1週間は、検温を含む体調管理をしっかりと行うとともに、不安がある場合は、無料のPCR検査等を活用する。
- ・移動において、借り上げバスや公共交通機関及び自家用車等(レンタカー、中型自動車含む。以下同じ。)を利用して移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空けることとし、マスクを正しく着用し、大きな声で話さない。併せて、窓を開けるなど可能な限り換気に努める。
- ・借り上げバス及び自家用車等(レンタカー、中型自動車含む)での移動で換気が難しい場合は、密閉となる時間が最小限となるよう短時間ごとに休憩を取り、休憩時間中はドアを開放して換気する。

⑨ 遠征や合宿における宿泊や食事について

- ・宿舎内においては、食事中及び入浴時以外マスクを正しく着用する。
- ・宿泊をする部屋は、個室が望ましいが、相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。なお、部屋の定員の50%以下の配宿が困難な場合は、部屋内において他人とモノの共用を行わないようにするほか、マスクの正しい着用や換気をするなど、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避するなど、特段の感染防止対策を徹底する。また二段ベッドは頭の向きを互い違いにする等、部屋内でも人と人との距離をとる。
- ・宿舎での食事は一人盛りでの提供が望ましいが、大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行う。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行い、トングや取り箸などの共有を行わない。
- ・食事中は黙食し、会話の際はマスクを正しく着用する。
- ・片付けについては、従業員の方の指示に従って、人と人との間隔をとって行う。
- ・昼食で弁当をまとめて準備する場合は、配布する役割を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。また、食事後の片付けについても個人で行う。
- ・食事の盛り付けや弁当の配布を行う役割の者は、手洗い、手指消毒を十分に実施して行うこと。
- ・脱衣所及び浴室の利用にあたっては、換気扇を稼働する等で換気を徹底する。なお、距離をとって利用できる人数に指導者等が制限し、ローテーションを決めて分散し、大声での会話をしない。また、ドライヤー等を共用する場合は使用前後での手洗い若しくは手指消毒を徹底する。
- ・集合時やミーティング時は、距離をとって行える場所を確保しマスクを正しく着用して行う。
- ・手洗い場で歯みがきを行う際には、うがいの飛沫が蛇口に付着する可能性があるため、蛇口の部分も洗い流すように徹底する。

⑩ スポーツ少年団活動に付随する場面について

- ・活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、活動終了後はすみやかな帰宅を促すこと。

⑪ 団員の連絡先把握について

- ・感染経路不明者を出さないために、団の代表者は団員とその保護者の連絡先を必ず把握しておくこと。
- ・また活動日、活動場所、活動時間を記録し、後日でも確認ができるようにしておくこと。

⑫ 万一、感染等があった場合の対応について

- ・団員または家族が感染した場合は保健所の指示に従うこと。
- ・感染者との濃厚接触者または接触者となった場合も同様に保健所の指示に従うこと。
- ・スポーツ少年団活動における練習や大会、試合等で感染者と濃厚接触または接触があった可能性が高い状況となった場合は、単位団においても感染拡大防止の対応に努めること。
また、感染者と濃厚接触または接触があったが確認された場合は、小・中学校の児童の出席等に係る指針との関連もあることから、直ちに社会教育課（0859-54-5212）に連絡をお願いします。

※土曜日・日曜日及び夜間の場合は、役場（0859-54-3111）に電話をいただき、日直または宿直員にお電話をいただければ、日直または宿直員から①社会教育課課長、②生涯学習室室長の順で連絡が入り、こちらから折り返しお電話をするようになっております。

電話例）スポーツ少年団のことで電話をしました。（名前）です。（電話番号）まで折り返し電話をください。

体調管理表

別紙

少年団()年 氏名 _____

| No | 月日 | 曜日 | 体温 | 体調について(各項目の□に✓をすること) |
|-------------|-----|----|----|--|
| 7 日 前 | 月 日 | | ℃ | <input type="checkbox"/> せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない <input type="checkbox"/> 体のだるさ、息苦しさはない <input type="checkbox"/> 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない |
| 6 日 前 | 月 日 | | ℃ | <input type="checkbox"/> せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない <input type="checkbox"/> 体のだるさ、息苦しさはない <input type="checkbox"/> 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない |
| 5 日 前 | 月 日 | | ℃ | <input type="checkbox"/> せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない <input type="checkbox"/> 体のだるさ、息苦しさはない <input type="checkbox"/> 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない |
| 4 日 前 | 月 日 | | ℃ | <input type="checkbox"/> せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない <input type="checkbox"/> 体のだるさ、息苦しさはない <input type="checkbox"/> 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない |
| 3 日 前 | 月 日 | | ℃ | <input type="checkbox"/> せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない <input type="checkbox"/> 体のだるさ、息苦しさはない <input type="checkbox"/> 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない |
| 2 日 前 | 月 日 | | ℃ | <input type="checkbox"/> せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない <input type="checkbox"/> 体のだるさ、息苦しさはない <input type="checkbox"/> 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない |
| 前 日 | 月 日 | | ℃ | <input type="checkbox"/> せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない <input type="checkbox"/> 体のだるさ、息苦しさはない <input type="checkbox"/> 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない |
| 当 日 | 月 日 | | ℃ | <input type="checkbox"/> せき、のどなどの痛みなど風邪の症状はない <input type="checkbox"/> 体のだるさ、息苦しさはない <input type="checkbox"/> 嗅覚(きゅうかく)や味覚の異常はない |

上記の記載事項に相違はありません。
 また、大会本部が定める運営方針並びに感染防止対策について同意するとともに遵守いたします。

団員名 _____
 保護者名 _____ 印

参考2 LVN1に沿った活動制限等

| 区分 | 基本的な考え方 | 活動制限（県と協力して広域活動を行うもの） | | | 活動制限（県教委等） |
|------|---|--|---|--|--|
| | | 個人 | 事業者 | 飲食店 | |
| LVN1 | ○感染対策の徹底 | ○各自の感染対策の徹底 ・手洗い励行、マスク着用、換気の徹底 ○都道府県の移動に際しては基本的な感染防止対策を徹底等 | ○症状がある場合の休暇取得・受診促進のための環境整備 | ○認証店の定期巡回 ○ガイドラインの遵守の徹底 | ○現行の感染対策を徹底 ・通常登校、通常授業 ・部活動は、感染対策を徹底して実施 |
| LVN2 | ○協力依頼、要請 | ○感染拡大を予防する事項の呼びかけ等 ・手洗い励行、マスク着用、換気の徹底、症状がある場合の受診促進等 | ○在宅勤務、時差出勤等の検討 | ○認証店の感染防止対策状況の自己点検、相互点検の実施 | ○感染対策のより一層の徹底 ・通常登校、通常授業 ・県外活動は、行き先の感染状況に応じて対応して実施 |
| LVN2 | ○より強い協力依頼 | ○感染リスクの高い行動回避の呼びかけ等 ○不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態宣言地域等感染拡大地域との往来自業（ワーカー）・検査バッチャージ制度は適用等 | ○在宅勤務、時差出勤等の推進 | ○営業時間短縮要請等の検討 ○緊急点検 | ○必要に前じて感染リスクの高い教育活動の制限 ・分散登校及びオンライン授業等の準備 ・修学旅行、県内の泊を伴う行事は中止又は延期 ・部活の活動時間短縮 ・宿泊を伴う合宿、県外校との練習試合等の禁止 |
| LVN3 | ○さらに強い呼びかけ ○まん延防止等重点措置・緊急事態制限の検討 ○県庁クラスター対策案例、特措法第31条の6、第45条も発動 ○ワーカー・検査バッチャージ制度停止の検討等 | ○ワーカーが生じている場所、感染リスクの高い場所など、状況に応じて外出自粛○不要不急の都道府県間の移動の自粛（ワーカー・検査バッチャージ制度の停止について検討）等 | ○在宅勤務、時差出勤の取組を実施等 | ○営業時間短縮要請等の検討 ○酒類提供の禁止の検討（認証店は酒類提供可） ○カラオケの提供中止の要請を検討 ○巡回指導 | ○教育活動の制限 ・臨時休業又は分散登校 ・オンライン授業等の実施 ・校外行事の中止又は延期（リモート形式可） ・部活動の対外試合禁止 ・部活動の活動日の制限、中止 |
| LVN4 | ○強力な制限 ○緊急事態制限の実施 ○特措法第46条も発動 ○ワーカー・検査バッチャージ制度の停止等 | ○外出自粛を含めたより強い要請 （ワーカー・検査バッチャージ制度の停止） | ○出勤者数の削減、休暇取得の促進を要請 ○在宅勤務、時差出勤の取組を強力に要請等 | ○営業時間短縮要請 ○酒類提供の禁止の検討 ○カラオケの提供中止の要請 ○巡回指導 | ○1000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1000人以上、ライブ演奏等を伴うイベントの事前点検 ○ライブ演奏等を伴う飲食店の巡回点検 （ワーカー・検査バッチャージ制度の停止について検討） ○教育活動の中止、休業 ・臨時休業 ・オンライン授業等の実施 ・学校行事の中止又は延期（リモート形式は可） ・全ての部活動を中止 |